

## 「放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」の結果

### ■提出された意見の件数:24件(法人:20件、個人:4件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

### ■意見提出者:

#### ○法人【20件】(提出順)

(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)MBSメディアホールディングス、日本テレビ放送網(株)、関西テレビ放送(株)、中部日本放送(株)、朝日放送グループホールディングス(株)、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)BS日本、(一財)日本アマチュア無線振興協会、(株)TBSテレビ、(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)フジテレビジョン、スカパーJSAT(株)、(株)中国放送、(一社)日本アマチュア無線連盟、西日本放送(株)、(一社)衛星放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本コミュニティ放送協会、広島テレビ放送(株)

#### ○個人【4件】

### ■「放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>放送法施行令の一部を改正する政令案について</b>			
1	<p><b>【全体】</b>            外資規制の趣旨は、自国民を優先した電波利用と言論・報道機関としての放送の社会的影響力を踏まえて、外国性を制限することであり、重要な制度と認識しています。法改正を検討するにあたっては、資料提出による外資比率の把握の強化とあわせて、仮に違反状態が判明しても重大な過失がない場合等には、放送を継続しながら違反状態を是正可能な制度が、視聴者・社会への影響を避ける観点で望ましいと考えます。</p> <p><b>【第八条】</b>            役員の国籍や外国人等の議決権割合を証明する資料につい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反があった場合の是正措置については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>本政令第8条の根拠となる放送法第175条は、総務大臣が資料の提出を求めることができる範囲を「この法律の施行に必要な限</li> </ul>	無

	<p>ては、その入手・作成が事業者の過度の負担とならない合理的なものとしていただくことを要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>度において」と定めており、本規定に基づく資料の提出の求めにあたっては、その必要性について十分検討して参ります。</p>	
2	<p>【第八条】</p> <p>認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社の認定条件である外資規制への適合状況を確認するため、総務大臣が対象事業者および会社に対して「役員の国籍の確認に関する資料」の提出を求めることができる事項を追加すること等は妥当であると考えます。法の趣旨に則り適切に運用されることを望みます。</p> <p>【株式会社MBSメディアホールディングス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無
3	<p>【第8条第1項】</p> <p>総務大臣が資料提出を求められる事業者として認定放送持株会社が追記されていますが、現在においても年に1回、決算ごとに認定放送持株会社の届出事項変更を行っており、ほぼ全ての記載事項変更は、それでほぼ充足しているものと認識しています。</p> <p>特に、間接出資の状況など、正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースも考えられるため、今回の変更により、報告様式や提出頻度、提出時期を含め、行政と事業者の双方にとって、過度な事務負担とならない合理的な仕組みを構築していただくことを要望します。</p> <p>【中部日本放送株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本政令第8条の根拠となる放送法第175条は、総務大臣が資料の提出を求めることができる範囲を「この法律の施行に必要な限度において」と定めており、本規定に基づく資料の提出の求めにあたっては、その必要性について十分検討して参ります。</li> </ul>	無
4	<p>本改正に賛成である。より法が適切に運用されるようになる事が期待出来ると思われた。</p> <p>(なお、事業者において必要となる費用についての算出が行われているが、人事面や資産等の管理に関する事柄として本来的に行われているべき事であり、そしてそれはそもそも放送法にお</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無

	<p>ける要件を守るために必要性のあるような事であるので、本改正に関して特段に行政からの支出がなされるべきものではないと考える。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<b>放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について</b>			
1	<p>今般のフジ HD に関する問題は、必要な情報の把握が出来ていないことを原因と整理しているように見受けられます。その点では、改善の意図は見えるため賛成です。</p> <p>しかし、本質的にはフジ HD に対する罰則を適用できなかったことが問題です。報道で大臣は「違反の事実をもって直ちに免許(認定)が無効になるものでなく、取り消し処分を行う時点で取り消し事由が存在することが必要だ」と説明したとされています。</p> <p>これは、万引きしたけど返却したから問題ない。と意味合いとしては同じです。免許で例えば、スピード違反でオービスに映っても、今は制限速度内なので違反切符切れない。というのは理屈が通るのでしょうか。</p> <p>完璧とは言えないものの、金融庁と銀行・証券・保険の関係のように、監督する省庁と事業者において、監督者が育成・指導・モニタリングや行政処分を行うべきです。今からでも、フジ HD に対し、東北新社と近いレベルの行政処分を行い、監督者として毅然とした態度を見せていただけることを願っております。メディアは大きな力があるからこそ、免許事業なのであり、監督者よりも事業者が強くなれば、統制は効きません。法律に違反すれば、罰則があるという当たり前のことを有耶無耶にするのは政府への信頼も揺らぎます。省庁側の関係者こそ忸怩たる思いをされているかとは思いますが、実効性の担保をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 外資規制の在り方に関する一般的な御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> </ul>	無

2	<p>コミュニティFMが外資規制の緩和を求めているが「一切」応じるべきでない。多くのコミュニティFMは経営が異常なほど杜撰であり、経営実態が多くのボランティア依存になっているモノも多々存在する。このボランティアに特定の思想活動家が多く、特に反権力思考を持ったものが、特定政党の関係者をラジオ番組に出演させる、本人が番組に出演し現与党関係議員に対する暴言を吐く行為が散見され、放送法第4条の政治的公平性、報道は事実をまげないですることは無いに等しい状態が続いている。</p> <p>こんな代物に外資規制の緩和をすれば経営は一時的に立て直せるが、より酷い海外の特定思想団体が経営能力のないゴミの様なコミュニティFMに政治的関与を深め、悪化する事は目に見えている。</p> <p>必要なのは緩和ではなくゴミの様なコミュニティFMやその同類と化しつつある国内の地方放送局を潰しまくる規制強化である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ放送の在り方については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> </ul>	無
3	<p>【全体】</p> <p>認定放送持株会社、地上基幹放送事業者における間接出資による議決権の算入の把握について、事業者が万全を期すことは当然ですが、正確な把握が困難な可能性のある出資形態も対象となっています。今後、法改正を検討するにあたっては、通常の調査、あるいは制度により正確に把握可能な出資形態を算入対象とすることが、外資比率の計算過程を検証可能にする上で、不可欠と考えます。</p> <p>【別表第六十号等】</p> <p>上場会社においては株主が多数で、常に流動するため、認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接出資の把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ データベースの活用に関する御意見については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> </ul>	無

	<p>定・免許の申請および定期報告における提出資料について、株券の電子化や行政のデジタル化の潮流を踏まえて、証券保管振替機構や株主名簿管理人、口座管理機関等が管理するデータベースを活用できる形式にさせていただくことを強く要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。</li> <li>●今回示された政省令改正案は、規制の実効性を確保するための措置と理解しますが、規制が真に有効に機能するには、遵守状況の確認が遺漏なく行われることだけでなく、規制の内容および運用が合理的であることが重要です。</li> <li>●外資規制のあり方の検討に際して当社が特に重要と考える点をあらためて申し上げます。</li> <li>●第一に、地上基幹放送と認定放送持株会社に課されている間接出資についてです。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、間接出資の状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースが考えられます。間接保有株主の把握にどのような方法を想定しているのかご教示いただくとともに、事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築いただくことを要望します。例えば、基幹放送事業者および認定放送持株会社の株主のうち、外資比率の算入対象となる間接議決権を有する株主を対象として、当該株主に対する外国人等の議決権割合に関する報告義務を課すということも、有力な選択肢であると考えます。</li> <li>●第二に、違反状態が発覚した際の基幹放送等の免許・認定の即時取り消しは、事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があります。重大な過失がない場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接出資の把握に関しては、放送事業者等の議決権を有する法人又は団体に対し、当該法人又は団体に占める外国法人等の議決権比率を照会する方法を放送法施行規則で定めておりますので、こうした制度を活用しながら、間接出資の把握に努めていただくことを想定しております。</li> <li>・ 違反があった場合の是正措置、事業者からの定期的な報告については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見につ</li> </ul>	有

<p>合については事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望します。</p> <p>●第三に、事業者からの定期的な報告に関して、報告様式や提出頻度を含め、事業者に過度の負担を課すことのないよう配慮を要望します。</p> <p>●特に、貴省の所管分野にとどまらず政府横断的な視点で、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保や、他の関係システムとの連携により業務の自動化・省力化を図ることが重要であると考えます。</p> <p>●精度の向上のために、必要な情報を把握して、正確に各項目を記載できることが重要であると考えます。特に、株主名簿および議決権管理の責任を明確にするよう、例えば、申請様式に株主名簿管理人の記載欄を新たに設けることなどの検討を要望します。</p> <p>【放送法施行規則別表第7の1号第1 地上基幹放送に係る事業計画書、別表第60号認定放送持株会社認定申請書】</p> <p>●議決権の算出方法や国籍の確認方法をはじめ、各事業者が正確に各項目を記載できるよう、詳細を解説するガイドラインの提示や説明会の開催を要望します。</p> <p>●特定役員の本国籍の確認方法について、具体的な確認方法について例示等をご教示いただくことを要望します。</p> <p>●法人株主における「法人番号」や、個人・法人を問わず記載が求められている「ふりがな」について、事業者自らがこうした情報を検索して個々に記載することは、事務をいたずらに煩雑にしかねません。特に上場会社においては、株主は常に流動</p>	<p>いては今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の開示事項との記載事項の整合性の確保や、他の関係システムとの連携に関する御意見については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> <li>・ 株主名簿管理人の記載に関して、外資比率を適切に保つ責任は、免許又は認定の申請者が一義的に責任を負うものです。株主名簿管理人の採用の有無や株主名簿管理人と放送事業者等との間の責任分担の在り方は、外資規制に関する欠格事由の有無の判断に影響を与えるものではないため、株主名簿管理人の記載欄を設けなくても、省令案の様式で足りるものと考えております。</li> <li>・ 議決権比率の算出方法や株主又は役員の本国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。</li> <li>・ 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類については、住民票や戸籍謄本等の公的機関から発行された書類により、欠格事由に該当しないことを確認することを想定しております。</li> <li>・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と</li> </ul>	
---	--	--

	<p>し、その数は膨大です。当該情報が外資比率の確認に真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。</p> <p>●また、個人株主の「住所」は、個人情報である以上、慎重な取り扱いが求められます。当該情報が真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。</p> <p>●仮に、上記の情報が外資比率の確認に不可欠な情報と判断される場合であっても、提出フォーマットのデジタル化や他の関係システムとの連携により入力の自動化・省力化を図り、事業者の負担をできる限り軽減する視点が肝要です。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主名のふりがなの記載については、申請内容に対して疑義が生じた場合に総務省から申請者に対して問い合わせをするために有益な情報であり、今回の省令改正以前から記載を求めてきたものです。しかしながら、申請者の事務の煩雑さや審査の効率化の観点を考慮し、御意見を踏まえて、株主名のふりがなは記載を不要とし、案を修正することといたします。</li> <li>・ 個人株主の住所については、認定や免許の審査において外資比率を正確に算定する関係上、氏名と住所によって個人を一に特定する必要があるため、記載事項としております。提出のあった資料については法の定めるところにより適切な管理を行って参ります。</li> <li>・ 他の関係システムとの連携については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> </ul>	
5	<p>○電波法では電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送法においては放送の社会的影響力、これらを鑑みた場合、外国性の規制は必要であると考えます。</p> <p>○今回は外資規制の実効性を確保するため、まず速やかに対応可能なものから取り組むという観点から、適合状況確認に係る規定を整備する措置としての政省令改正案であると理解しています。</p> <p>○放送に係る外資規制の実効性確保のために、適合状況確認の頻度や内容は、上場/非上場、事業の規模/形態に即し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体として、賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 外資規制の適合状況の定期的な把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関</li> </ul>	無

<p>事業者負担や事業者の類型を考慮した実務的に対応可能なものである事が重要です。</p> <p>例えば、事業者・審査担当者双方にとって必要な情報が簡便に見えるフォーマットのような工夫や、確認時期・頻度・内容等についても実効性のある設計を要望します。</p> <p>【放送法施行規則別表第7の1号第1 地上基幹放送に係る事業計画書、無線局免許手続規則別表第1号無線局免許(再免許)申請書】</p> <p>○上場企業とは違い、非上場企業のローカル局では提出できる資料が限られているので、個人情報漏洩リスクなどに配慮をいただき、確認に必要なものに限ったものとなるよう、引き続き検討をお願いします。</p> <p>○間接出資の株主の把握では、規制の細則に至るまで正確に把握することが事実上困難なケースもあるので、その把握方法や計算方法については検討いただくことを要望します。</p> <p>○同様に、役員の外国性の把握も実務面において難しい要素があるため、具体例をわかりやすく示したガイドラインのようなものを作成いただき、その作業が過度の負担とならないよう希望します。</p> <p>○あつてはなりませんが、違反状態が発覚した場合、基幹放送</p>	<p>する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時の審査に係る提出資料については、外資規制の適合の有無の確認に必要な事項に絞って提出をお願いしておりますが、提出を求める資料について引き続き検討を行うとともに、提出のあった資料については法の定めるところにより適切に管理して参ります。</li> <li>・ 間接出資の把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ なお、間接出資の把握に関しては、放送事業者等の議決権を有する法人又は団体に対し、当該法人又は団体に占める外国法人等の議決権比率を照会する方法を放送法施行規則で定めておりますので、こうした制度を活用しながら、間接出資の把握に努めていただくことを想定しております。</li> <li>・ 役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。</li> <li>・ 違反があった場合の是正措置については、現在総務省が開催し</li> </ul>
---	---



	<p>等の免許・認定の即時取り消しになれば視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があります。重大な過失がない場合などについてはその事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態是正を可能とするような制度を要望します。</p> <p>【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>ている「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
6	<p>放送局は有限希少な電波を利用し、言論・報道機関として大きな社会的影響力を有することから、外国性について規制する仕組みの趣旨は妥当であると考えます。</p> <p>違反状態が発覚した際の基幹放送等の免許・認定の即時取消は事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があります。重大な過失がない場合などについては事業を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望します。</p> <p>また、現在の法では、基幹放送事業者に限り、間接出資の違反の場合は、免許や認定の有効期間の残存期間は取り消さないことができるという規定がありますが、認定放送持株会社に関しては、その規定がなく、また、上場会社の場合、権利確定日以外において株主を確定するのは非常に困難でもあることから、処分を猶予する仕組みを認定放送持株会社にも規定していただくことを要望します。</p> <p>【放送法施行規則別表第7の1号第1 地上基幹放送に係る事業計画書、別表第60号認定放送持株会社認定申請書】</p> <p>議決権の算出方法や国籍の確認方法などに関して、報告様式が複雑化しているため、各事業者が正確に各項目を記載できるよう、ガイドラインの提示を要望します。</p> <p>特に、特定役員や個人株主等に関する日本国籍の確認方法については、具体的な方法も例示していただくことを要望しま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反があった場合の是正措置については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ 議決権比率の算出方法や株主又は役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。</li> <li>・ なお、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類については、住民票や戸籍謄本等の公的機関から発行された書類により、欠格事由に該当しないことを確認することを想定しております。</li> </ul>	無

	<p>す。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人株主の国籍について、今回の省令案では、証明する書類の提出まで求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。</li> <li>●今回示された政省令改正案は、規制の実効性を確保するための措置と理解しますが、規制が真に有効に機能するには、遵守状況の確認が遺漏なく行われることだけでなく、規制の内容および運用が合理的であることが重要です。</li> <li>●以下、外資規制のあり方の検討に際して当社が特に重要と考える点について申し述べます。</li> <li>●間接出資に関しては、すべてを正確に調査することは実務的には非常に困難であると考えます。事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築いただくことを要望します。</li> <li>●提出資料は作成にかかる負荷が軽くなるような形式を希望いたします。今回示された改正案では、議決権が1パーセント以上は全株主、1パーセント未満～0.1パーセント以上は全外国人株主を記入するようになっています。株主名簿管理人から提供されるデータを総務省の雛形に転記する際、各々の書式は目的を異にするものなので複雑で誤記を招きかねないため、点検を含め事業者にとって大きな負担となります。</li> <li>●当社が通常業務で入手できる株主名簿管理人等が発行する書類から容易に転記できる形式や、株式会社証券保管振替機構(以下、保振)等のデータの活用、他の開示資料と整合させる等の改善を希望いたします。たとえば、保振等のデ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接出資の把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ 主たる株主に関する情報については、外資規制に関する欠格事由該当の有無の確認のみならず、事業の免許又は認定における重要な基礎資料となるものですので、十分確認の上、記載をお願いします。</li> <li>・ 他の関係システムとの連携については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> <li>・ 株主名のふりがなの記載については、申請内容に対して疑義が生じた場合に総務省から申請者に対して問い合わせをするため</li> </ul>	有

一々には一部株主名のふりがなは記載がありません。このような情報が外資比率の確認に真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。

- 議決権割合等の証明資料は、個人情報など提出する際にマスキングする必要のある箇所が多いことから、証明資料も事業者の作業負担が軽くなるようなものを希望いたします。
- また、6月の株主総会前の繁忙期に調査が重なり、実際の作業量以上の負担が事業者にかかるという点からも、考慮を求めます。

【放送法施行規則別表第7の1号第1 地上基幹放送に係る事業計画書 申請者が上場会社等以外である場合、別表第7の2号第2 衛星基幹放送に係る事業計画書 申請者が上場会社等以外である場合、別表第60号認定放送持株会社認定申請書 申請者が上場会社等以外である場合、無線局免許手続規則別表第1号 無線局免許(再免許)申請書 申請者が上場会社等以外である場合】

- 社外役員の国籍資料については、所属先に個人情報を確認しなければならず、現実的にはかなり困難を伴うため、証明資料の提出は事実上不可能ではないかと考えます。具体的な確認方法の例示等をご教示いただくことを要望します。
- 法人番号は通常業務で使用する株主に関する書類には記載されていないため、すべて検索して記入することになり、誤記を招きかねません。また、発行会社が通常業務で使用する情報としては不要な法人番号が必要なのかも含め、ご検討をお願いいたします。

に有益な情報であり、今回の省令改正以前から記載を求めてきたものです。しかしながら、申請者の事務の煩雑さや審査の効率化の観点を考慮し、御意見を踏まえて、株主名のふりがなは記載を不要とし、案を修正することといたします。

- ・ 外資規制に係る証明書類については、総務省が、申請者の外資規制の適合状況を把握するために、最低限の書類を御提出いただいているものであり、提出をよろしく願いいたします。
- ・ 外資規制の適合状況の定期的な調査については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。

- ・ 役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。
- ・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。

	<p>【放送法施行規則別表第7の1号第1 地上基幹放送に係る事業計画書 申請者が上場会社等である場合、別表第7の2号第2 衛星基幹放送に係る事業計画書申請者が上場会社等である場合、別表第60号認定放送持株会社認定申請書 申請者が上場会社等である場合、無線局免許手続規則 別表第1号 無線局免許(再免許)申請書 申請者が上場会社等である場合】</p> <p>●法人番号は通常業務で使用する株主に関する書類には記載されていないため、すべて検索して記入することになり、誤記を招きかねません。また、発行会社が通常業務で使用する情報としては不要な法人番号が必要なのかも含め、ご検討をお願いいたします。</p> <p>【朝日放送グループホールディングス株式会社】</p>		
8	<p>●放送分野における外資規制は、電波の有限希少性や、放送の言論・報道機関としての社会的影響力を鑑みれば、民放事業者にとって重要な規定と考えます。</p> <p>●今回の政省令改正案は、外資規制の実効性を確保する観点から必要措置と理解していますが、外資規制の適合状況の確認については事業者に過度な事務負担とならないよう配慮を求めます。報告様式をいたずらに詳細・煩雑にすれば、意図せずに記載ミスを誘発してしまう懸念があります。</p> <p>●総務省「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」においては今後、免許・認定更新時や定期的な報告のあり方に関して議論されると認識しています。総務省と民放事業者とのコミュニケーションを綿密に行い、実務担当者の意見を十分に汲み上げていただくよう要望します。</p> <p>●デジタル庁の創設を踏まえて、経済産業省など省庁間での連携を強め、行政事務のデジタル化を推進していただくよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の省令改正案については、主に免許又は認定の申請時において、申請者が免許又は認定における欠格事由に該当していないことを誤りなく審査するために様式の追加や記載の精緻化を行っているものであり、必要な措置であると認識しております。</li> <li>・ 外資規制の適合状況に関する定期的な報告については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ データベースの活用については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> </ul>	有

期待しています。例えば、法人番号についても国税庁のデータベースと繋がったシステムを構築できれば、事業者の入力の自動化・省力化も可能です。報告ミスの防止や事務負担の軽減のためにも簡便な方式の導入を求めます。

【別表第七の一号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書  
(3)イ、別表第七の二号 第2 衛星基幹放送に係る事業計画書  
(3)イ、別表第六十号 認定放送持株会社認定申請書 6(2)】

- 法人株主においては、「ふりがな」「代表者氏名」「役員の常勤・非常勤の区分」の情報が求められていますが、これらは株主名簿に記載されていません。また、株主名簿の「住所」が「本店又は主たる事務所の所在地」に当たるかどうかは放送事業者側で判断できません。さらに、上場会社は株主数が膨大であり、これら情報を網羅的、且つ正確に調査することは相当の事務負担を課すこととなります。総務省においては、具体的な確認方法等を例示していただきますよう要望します。
- 個人株主の「住所」の記載は、個人情報提供に当たる懸念があり、慎重に判断すべきと考えます。個人情報保護法第23条第1項によれば、法令に基づく場合、本人の同意を得ずに個人情報を第三者提供できますが、議決権数を把握する上で、ここまで精緻に把握すべき情報なのかも含めて、総務省において検討いただきますよう要望します。

【別表第六十号 認定放送持株会社認定申請書 6(3)イ】

- 外国法人等の株主において「ふりがな」を付記することは、株主名簿に記載がないうえ、議決権数を把握する上で不可

- ・主たる出資者に関する情報については、外資規制に関する欠格事由該当の有無の確認のみならず、事業の免許又は認定における重要な基礎資料となるものですので、十分確認の上、記載をお願いします。また、御意見を踏まえ、「外資議決権比率に関する事項」の表においては、法人又は団体株主についての、「代表者氏名」の付記は不要とし、案を修正することといたします。なお、「役員の常勤・非常勤の区分」については、個人株主の職業欄の記載において求められているものであり、法人株主については求めておりません。
- ・個人株主の住所については、認定や免許の審査において外資比率を正確に算定する関係上、氏名と住所によって個人を一に特定する必要があるため、記載事項としております。提出のあった資料については法の定めるところにより適切な管理を行って参ります。
- ・株主名のふりがなの記載については、申請内容に対して疑義が生じた場合に総務省から申請者に対して問い合わせをするため

	<p>欠な情報なのか疑問です。また、「法人番号」の記載も求められています。外国法人の中には税務署や国税庁への所定手続きを行わず、法人番号が指定されていないケースもあります。総務省においては、こうした実態も踏まえて、申請書の様式をあらためて検討いただくよう要望します。</p> <p>●外資系日本法人の株主に関しては、株主名簿で判別することができません。当該法人から申告がなければ、証券会社や証券保管振替機構において外資議決権数等を把握することは無理であり、株主名簿管理人(信託銀行)も保振等に情報提供を求めることも義務付けられていません。また、外資系法人から虚偽の申告があることも予想されます。こうしたことから、事業者が完全に外資系日本法人を把握・追跡することは事実上難しいと考えます。総務省においては、具体的な確認方法について例示していただくよう要望します。</p> <p>【別表第六十号 認定放送持株会社認定申請書 7】</p> <p>●法人株主の場合、特定役員に関して「日本の国籍を有することを証する書類」の添付が求められています。具体的にはパスポートや戸籍謄本等の写しが想定されますが、個人情報提供に該当するため慎重な取り扱い必要があります。総務省においては、具体的な確認方法を例示していただきますよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>に有益な情報であり、今回の省令改正以前から記載を求めてきたものです。しかしながら、申請者の事務の煩雑さや審査の効率化の観点を考慮し、御意見を踏まえて、株主名のふりがなは記載を不要とし、案を修正することといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。</li> <li>・ 間接出資の把握に関しては、放送事業者等の議決権を有する法人又は団体に対し、当該法人又は団体に占める外国法人等の議決権比率を照会する方法を放送法施行規則で定めておりますので、こうした制度を活用しながら、間接出資の把握に努めていただくことを想定しております。</li> <li>・ 提出のあった資料については、法の定めるところにより、適切に管理して参ります。また、株主又は役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。</li> </ul>	
9	●公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外	・ 外資規制の在り方に関する一般的な御意見については、今後の	無

<p>資規制は必要かつ重要な規制です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今回示された政省令改正案は、規制の実効性を確保するための措置と理解しますが、規制が真に有効に機能するには、遵守状況の確認が遺漏なく行われることだけでなく、規制の内容および運用が合理的であることが重要です。</li> <li>●外資規制のあり方の検討に際して当社が特に重要と考える点を申し上げます。</li> <li>●違反状態が発覚した際の基幹放送等の免許・認定の即時取り消しは事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があります。重大な過失がない場合などについては事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望します。</li> <li>●事業者からの定期的な報告に関して、報告様式や提出頻度を含め、事業者に過度の負担を課すことのないよう配慮を要望します。</li> <li>●特に、貴省の所管分野にとどまらず政府横断的な視点で、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保や、提出フォーマットのデジタル化や他の関係システムとの連携により業務の自動化・省力化を図ることが重要であると考えます。</li> </ul> <p>【放送法施行規則別表第7の1号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書、別表第7の2号 第2 衛星基幹放送に係る事業計画書、別表第60号 認定放送持株会社認定申請書、無線局免許手続規則 別表第1号、無線局免許(再免許)申請書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●議決権の算出方法や国籍の確認方法をはじめ、各事業者が正確に各項目を記載できるよう、詳細を解説するガイドラインの提示や説明会の開催を要望します。</li> </ul>	<p>放送行政に対する御意見として承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反があった場合の是正措置、事業者からの定期的な報告については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・他の関係システムとの連携については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> <li>・議決権比率の算出方法や株主又は役員の子籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。なお、特定役員が日本の国籍を有することを証</li> </ul>
--	---

	<p>●特定役員の日本国籍の確認方法について、具体的な確認方法の例示等をご教示いただくことを要望します。</p> <p>●申請者が上場会社等以外である場合、個人株主に関して「日本国籍の確認方法」の記載欄が設けられています。個々の株主に国籍を確認することは、規制を遵守するうえで必要なことではありますが、事務負担や株主との信頼関係の観点から現実的ではないケースも想定されます。具体的な確認方法について例示等をご教示いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 BS 日本】</p>	<p>する書類については、住民票や戸籍謄本等の公的機関から発行された書類により、欠格事由に該当しないことを確認することを想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人株主の国籍について、今回の省令案では、証明する書類の提出まで求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</li> </ul>	
10	<p>【別表第一号 無線局免許(再免許)申請書 2 電波法第 5 条に規定する欠格事由 開設しようとする無線局の欄】</p> <p>[意見]</p> <p>改正の必要性については理解します。なお、以下二点について検討をお願いします。</p> <p>①「<input type="checkbox"/> 第 号に該当」を「<input type="checkbox"/> 該当」に修正願います。 ※アマチュア局には関係しないが、52 ページ「無線局免許承継申請書(届出書)」様式についても同様の記載あり。</p> <p>②改正前の様式又は書式により調製した用紙を、一定期間使用することができるよう経過措置をお願いします。</p> <p>[理由]</p> <p>申請様式は、電子化対応も考慮しできる限り簡潔にされるべきであり、何号に該当するかは他の申請項目で行政側として十分に判断できる内容のものと思え記載不要と考えます。記入項目が増えることは申請人のミスを誘発する懸念もあり、アマチュ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外資規制の適用除外となる無線局の該当号の記載については、無線局の免許人自身が欠格事由に該当するかどうかを確認する上で重要なものと考えておりますが、申請された無線局が電波法第5条第2項各号のいずれに該当するか否かは判断可能であり、免許人負担の軽減及び記載誤り防止の観点から、「<input type="checkbox"/> 該当」とすることとし、案を修正することといたします。</li> <li>改正前の様式での提出については、既にアマチュア局の免許人等が手元に調製した用紙をお持ちである場合に鑑み、そのような申請者に関しては、様式を修補して使用できることとし、案を修正することといたします。</li> </ul>	有



	<p>ア局の保証を担当する当財団としても確認項目が増加することは円滑な業務遂行の負担となることが危惧されます。</p> <p>また、様式が市販等されている実態から、申請人の負担軽減のために一定期間の経過措置が必要と考えます。</p> <p>【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会】</p>		
11	<p>○今回の政省令改正案は、外資規制の実効性を確保するための対応として理解しますが、規制が有効に機能し対象事業者が遵守するためには、規制の内容及び運用が合理的かつ実務的に対応が可能であることが重要と考えます。</p> <p>○総務省の「外資規制の在り方に関する検討会」では、日本民間放送連盟をはじめ関係事業者・団体から、外資規制に関する対応の実情や要望を説明してきました。今後の法律・政省令の改正にあたっては、関係事業者の実情・要望を丁寧にくみ取って、検討を進めていただけることを期待します。</p> <p>○地上基幹放送及び認定放送持株会社における間接出資について、事業者としては株主からの情報の提供に依存するしかない以上、正確かつ速やかに把握することが難しい場合も考えられます。事業者にとって過度な負担とならないよう、例えば基幹放送事業者及び認定放送持株会社の株主のうち外資比率の算入対象となる間接議決権を有する株主に対して外国人等の議決権割合について申告するよう要請する等の方法も、検討していただくよう要望します。</p> <p>○万一、違反状態が判明した場合の基幹放送等の免許・認定の取り消しは、事業の廃止につながりかねず、視聴者・社会に大きな影響を与える可能性があります。重大な過失が認められない場合などは、放送を継続しながら違反状態を是正できるような措置を設けることを要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接出資に係る検討については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ なお、間接出資の把握に関しては、放送事業者等の議決権を有する法人又は団体に対し、当該法人又は団体に占める外国法人等の議決権比率を照会する方法を放送法施行規則で定めておりますので、こうした制度を活用しながら、間接出資の把握に努めていただくことを想定しております。</li> <li>・ 違反があった場合の是正措置については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> </ul>	無

	<p>【放送法施行規則 別表第7の1号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書、別表第7の2号 第2 衛星基幹放送に係る事業報告書、別表第60号 認定放送持株会社 認定申請書、無線局免許手続規則 別表第1号 無線局免許(再免許)申請書】</p> <p>○議決権の算出方法・国籍の確認方法など、事業者が記載にあたって迷うことのないよう、明確にわかりやすく説明したガイドラインを提示するよう要望します。</p> <p>○特定役員の日本国籍・申請者が上場会社等以外である場合の個人株主の日本国籍について、具体的な確認方法を例示していただくよう、要望します。</p> <p>○法人株主における「法人番号」・個人株主の「住所」等の記載が求められていますが、事業者にとって事務が煩雑になる恐れがあり、個人株主の「住所」については個人情報として慎重な取扱いも求められます。外資比率の確認という目的から考えて真に必要な不可欠な情報なのか、改めて検討していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決権の算出方法や株主又は役員の日本国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。個人株主の日本国籍について、今回の省令案では、証明する書類の提出まで求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の日本国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</li> <li>・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。</li> <li>・ 個人株主の住所については、認定や免許の審査において外資比率を正確に算定する関係上、氏名と住所によって個人を一に特定する必要があるため、記載事項としております。提出のあった資料については法の定めるところにより適切な管理を行って参ります。</li> </ul>	
12	<p>●まず、放送事業にとって、外資規制は電波利用における自国民優先や放送の社会的影響力の観点から外国性を制限する重要な規制と考えます。しかし、現行制度は、放送法で許容されている限度を超えて名義書換を拒否することは会社法に反する一方で、許容限度まで名義書換を拒否しないと直ちに免許・認定取り消しになるなど、基幹放送事業者・認定放送持株会社(以下、放送事業者)にとって一切のミスが</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反があった場合の是正措置については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> </ul>	有

許されない厳しい規制となっています。そのような状況を勘案のうえ、過度な負担を軽減し、重大な過失がない場合には一定の免責を可能とする仕組みを検討いただくよう要望します。

●免許・認定の取り消しは、放送事業者の経営はもとより、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があるものです。放送事業者として規制遵守のために万全を期すことは当然のことですが、万一、規制に抵触した場合には、一律に取り消しを行うのではなく、その程度や理由、故意によるものか否か、解消までに要する期間などを踏まえ、外資規制の趣旨に対する影響を総合的に判断して、免許・認定を取り消さないこともありうる制度を要望します。

●名義書換拒否制度については、外国法人等の議決権が20%以上になる場合に初めて名義記載を拒否できる現行制度を変更して、バッファーを設けるなどの予防的な措置を検討することを要望します(例えば、事前に対外的に明示したうえで、15%以上となる場合は拒否可能とするなど)。

●間接比率の計算方法については、現在の間接保有の規制は算出方法が複雑なうえ、確認手続きが煩瑣であり、制度の明確化・簡略化を要望します。また、放送事業者が外国人関連株主を完全に追跡・把握することは著しく困難であることから、間接保有規制の対象となる株式を保有している外資系日本法人やその株主である外国人等に対して、当該株式数を申告する義務規制を設けて、その申告に依拠することを認める制度を要望します。

・ 名義書換拒否制度は、外国人等が占める議決権比率が欠格事由に該当することとなるときに適用されるものとなっております。

・ 間接出資に係る検討に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。なお、間接出資の把握に関しては、放送事業者等の議決権を有する法人又は団体に対し、当該法人又は団体に占める外国法人等の議決権比率を照会する方法を放送法施行規則で定めておりますので、こうした制度を活用しながら、間接出資の把握に努めていただくことを想定しております。

	<p>【別表第 60 号認定放送持株会社認定申請書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●議決権の変更届出については、上場会社は一般的に年2回の基準日時点しか株主を特定できません。届け出頻度については、その実効性や事業者の負担を十分考慮いただくよう要望します。</li> <li>●法人等の「ふりがな」や「法人番号」は、証券保管振替機構や株主名簿管理人などが各々に保有する情報です。データの一元化や提出書類の電子化・自動化などの仕組みの検討なしに、各々が転記して集約する運用となれば、不要なミスや負担を引き起こす可能性が高まるため、当該情報の記載については再考を要望します。</li> <li>●議決権の算出方法や国籍の確認方法等について、放送事業者が正確に記載できるよう、例示やガイドラインを示していただくよう要望します。</li> </ul> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定放送持株会社における議決権に係る変更届出については、認定放送持株会社において、外資議決権比率の変動を把握した場合に届け出ることとしています。</li> <li>・ 株主名のふりがなの記載については、申請内容に対して疑義が生じた場合に総務省から申請者に対して問い合わせをするために有益な情報であり、今回の省令改正以前から記載を求めてきたものです。しかしながら、申請者の事務の煩雑さや審査の効率化の観点を考慮し、御意見を踏まえて、株主名のふりがなは記載を不要とし、案を修正することといたします。</li> <li>・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。</li> <li>・ 議決権比率の算出方法や株主又は役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。</li> </ul>	
13	<p>【別表第七の二号(第 65 条第1項関係)他 別紙(3)】</p> <p>上場企業の株主は日々の売買により刻々と変化するため、実務的には申請時点で提出可能な株主情報は直近の基準日のものになると考えております。別紙(3)ア(注1)の「最近日現在」とは、この意味で解釈させて頂ければ宜しいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最近日現在の議決権」とは、申請者において把握している直近の議決権をいいます。</li> </ul>	無

	<p>【別表第七の二号(第 65 条第1項関係)他 別紙(3)】  放送法第 93 条第 1 項・電波法第 5 条第 1 項の求める外資の議決権比率は、新たに設定頂いた別紙(3)のア及びウで確認可能であり、旧来の別紙(3)イを残す必要はないのではないかと考えます。申請における事務負担増の抑制に配慮頂けますようお願い致します。</p> <p>【別表第七の二号(第 65 条第1項関係)他 別紙(3)】  別紙(3)ウ(イ)において、議決権の総数の 1000 分の 1 以上を占める外国法人等の「法人番号」を記入することとなっておりますが、上場企業の場合、該当する外国法人等が多数にわたることが想定され、かつ、個々の法人番号の有無及び番号を確認するためには大きな事務負担がかかるため、項目から除外すべきと考えます。法人番号については申請後に確認の必要が生じた株主を特定して別途提示を求める等の方法を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「主たる出資者」の表にて記載する主たる株主に関する情報については、外資規制に関する欠格事由該当の有無の確認のみならず、事業の免許又は認定における重要な基礎資料となるものですので、十分確認の上、記載をお願いします。</li> <li>・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。</li> </ul>	
14	<p>放送局は公共性が高く大きな社会的影響力を持つことから、外資規制は必要かつ重要な規則です。そのため、今回の改正については必要な措置と考えます。</p> <p>当社は非上場で譲渡制限を設けているローカル局です。確認作業を行う上で規制の内容および運用が合理的であることを希望します。</p> <p>【無線局免許手続規則 別表第1号 無線局免許(再免許)申請書】  間接出資の状況を正確に把握するのは非常に難しく、議決権の算出方法について、詳しいマニュアルを作成し、説明会等を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体として、賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 議決権比率の算出方法や株主又は役員の本籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。</li> <li>・ 個人株主の本籍について、今回の省令案では、証明する書類の</li> </ul>	無

	<p>開催して頂くことを希望します。</p> <p>また、個人株主に対して国籍を確認することは、事務負担と株主との関係において現実的ではないと思われ、具体的な確認方法についてご教示頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	<p>提出まで求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</p>	
15	<p><b>【附則第1条】</b></p> <p>「放送法施行令の一部を改正する政令案」及び「放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案」について、当連盟として趣旨には賛同し反対の意見を申し上げるものではありません。</p> <p>しかし、無線局免許手続規則の一部改正について、附則第一条には「この省令は、公布の日から施行する。」とあり、この規則等の改正が即日施行されると周知期間の不足により、アマチュア無線家から改正前の様式で申請書が多く提出されることが想定されます。</p> <p>当連盟としましては、この規則等の見直しが行われた際には、アマチュア無線家への周知・広報に協力して参りたいと考えますが、アマチュア無線家へ申請書が新様式になったことの周知が行き届くまでの一定期間、訂正等により改正前の様式での手続きを可能とする猶予期間を設ける等の措置についてご配慮をいただきたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 改正前の様式での提出については、既にアマチュア局の免許人等が手元に調製した用紙をお持ちである場合に鑑み、そのような申請者に関しては、様式を修補して使用できることとし、案を修正することといたします。</li> </ul>	有
16	<p>公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制であると考えます。今回示された政省令改正案は、規制の実効性を確保するための措置と理解しますが、規制が真に有効に機能するには、遵守状況の確認が遺漏なく行われることだけでなく、規制の内容および運用が合理的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の省令改正案については、総務省が申請者の外資規制の適合状況を確認するために、申請者において御提出いただく最低限の書類をお示ししたものです。非上場会社の特定地上基幹放送事業者については、無線局免許手続規則別表第二号第1の(3)ウ(ア)の(注9)において、外国性を有しない株主が5分の4</li> </ul>	無

	<p>であることが重要であると考えます。</p> <p>そこで、外資規制に抵触しないことの確認方法に、「外国性を有しない株主(個人及び法人)の議決権割合が80%を超えていることの提示で足る」ことを加えていただき、外資規制に抵触しないことの確認の選択肢の幅を拡大していただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>を上回れば、それ以上の記載を要しない旨記載しております。</p>	
17	<p>【全体】</p> <p>改正に関しては、外資規制の遵守に対応するものと考えます。</p> <p>【衛星基幹放送の業務の認定申請書 欠格事由の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●議決権の算出方法(失念株等)に関し、申請時に認識の齟齬が生じないような対応が必要と考えます。</li> <li>●日本国籍の有無の確認に関し、確認方法の事例を提示願います。 (ガイドラインの作成等で認定手続きがスムーズに進められるよう配慮いただきたい)</li> </ul> <p>【別表第七の二号(第65条第1項関係)第2 衛星基幹放送に係る事業計画書 別紙(3) ア 議決権の総数 イ 主たる出資者及び議決権の数】</p> <p>議決権の算出方法(失念株等)に関し、申請時に認識の齟齬が生じないよう、ガイドラインを提示願います。 (ガイドラインの作成等で認定手続きがスムーズに進められるよう配慮いただきたい)</p> <p>【別表第七の二号(第65条第1項関係)他 別紙(3)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体として、賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 失念株を含む議決権比率の算出方法や株主又は役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。なお、個人株主の国籍の確認方法については、今回の省令案では、証明する書類の提出まで求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</li> </ul>	無

	<p>別紙(3)ア(注1)の「最近日現在」について、上場企業の株主は日々の売買により刻々と変化するため、実務的に申請時点で提出可能な株主情報は直近の基準日のものになると考えます。</p> <p>【別表第七の二号(第65条第1項関係)他 別紙(3)】 放送法第93条第1項・電波法第5条第1項の求める外資の議決権比率は、改定後案、別紙(3)のア及びウで確認可能であり、改定後の別紙(3)イ(改定前内容に相当)を残す必要はないのではないかと考えます。申請における事務負担増の抑制に配慮願います。</p> <p>【別表第七の二号(第65条第1項関係)他 別紙(3)】 別紙(3)ウ(イ)において、議決権の総数の1000分の1以上を占める外国法人等の「法人番号」を記入することとなっていますが、上場企業の場合、該当する外国法人等が多数にわたることが想定され、かつ、個々の法人番号の有無及び番号を確認することは大きな事務負担となります。従い、現行制度上公告の義務がない外資比率15%以下の事業者(申請者)については、対象外としていただくことを要望します。</p> <p>【別表第七の二号(第65条第1項関係) 第2 衛星基幹放送に係る事業計画書 別紙(6)】 日本国籍の有無の確認に関し、確認方法の事例を提示願います。(ガイドラインの作成等で認定手続きがスムーズに進められるよう配慮いただきたい)</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 衛星放送協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最近日現在の議決権」とは、申請者において把握している直近の議決権をいいます。</li> <li>・ 「主たる出資者」の表にて記載する主たる株主に関する情報については、外資規制に関する欠格事由該当の有無の確認のみならず、事業の免許又は認定における重要な基礎資料となるものですので、十分確認の上、記載をお願いします。</li> <li>・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。</li> <li>・ 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類については、住民票や戸籍謄本等の公的機関から発行された書類により、欠格事由に該当しないことを確認することを想定しております。</li> </ul>	
18	<p>●公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。</p>		有



- 今回示された政省令改正案は、規制の実効性を確保するための措置と理解しますが、規制が真に有効に機能するには、遵守状況の確認が遺漏なく行われることだけでなく、規制の内容および運用が合理的であることが重要です。
- 当連盟は、貴省「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」からの要請を受けて第2回会合で外資規制のあり方に関する要望等を説明しました。今後、関係事業者・団体の考えを丁寧に汲み取り、きめの細やかな検討が行われることを期待します。
- 外資規制のあり方の検討に際して当連盟が特に重要と考える点をあらためて申し上げます。
- 第一に、地上基幹放送と認定放送持株会社に課されている間接出資についてです。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、間接出資の状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースも考えられます。事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築いただくことを要望します。例えば、基幹放送事業者および認定放送持株会社の株主のうち、外資比率の算入対象となる間接議決権を有する株主を対象として、当該株主に対する外国人等の議決権割合の報告義務を課すということも、有力な選択肢であると考えます。
- 第二に、違反状態が発覚した際の基幹放送等の免許・認定の即時取り消しは事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があります。重大な過失がない場合などについては事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望します。
- 第三に、名義書換拒否制度は、外資規制の趣旨を担保するために必要な制度ですが、事業者には煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっていま

- ・ 間接出資比率の計算方法については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。なお、間接出資の把握に関しては、放送事業者等の議決権を有する法人又は団体に対し、当該法人又は団体に占める外国法人等の議決権比率を照会する方法を放送法施行規則で定めておりますので、こうした制度を活用しながら、間接出資の把握に努めていただくことを想定しております。
- ・ 違反があった場合の是正措置については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。
- ・ 名義書換拒否制度は外国人等が占める議決権割合が欠格事由に該当することとなるときに適用されるものとなっております。

す。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、例えば、閾値のバッファを設けるなど、予防的な仕組みを検討することを要望します。

●第四に、事業者からの定期的な報告に関して、報告様式や提出頻度を含め、事業者に過度の負担を課すことのないよう配慮を要望します。

●特に、貴省の所管分野にとどまらず政府横断的な視点で、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保や、提出フォーマットのデジタル化や他の関係システムとの連携により業務の自動化・省力化を図ることが重要であると考えます。

【放送法施行規則 別表第7の1号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書、別表第7の2号 第2 衛星基幹放送に係る事業計画書、別表第60号 認定放送持株会社認定申請書、無線局免許手続規則 別表第1号 無線局免許(再免許)申請書】

● 議決権の算出方法や国籍の確認方法をはじめ、各事業者が正確に各項目を記載できるよう、詳細を解説するガイドラインの提示や説明会の開催を要望します。

● 特定役員の日本国籍の確認方法について、具体的な確認方法の例示等をご教示いただくことを要望します。

● 法人株主における「法人番号」や、個人・法人を問わず記載が求められている「ふりがな」について、事業者自らがこうした情報を検索して個々に記載することは、事務をいたずらに煩雑にしかねません。特に上場会社においては、株主は常に流動し、その数は膨大です。当該情報が外資比率の確認に真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。

- ・ 外資規制の適合状況の定期的な把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。
- ・ 他の関係システムとの連携については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。

- ・ 議決権比率の算出方法や株主又は役員の国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。
- ・ 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類については、住民票や戸籍謄本等の公的機関から発行された書類により、欠格事由に該当しないことを確認することを想定しております。
- ・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。
- ・ 株主名のふりがなの記載については、申請内容に対して疑義が

	<p>●また、個人株主の「住所」は、個人情報である以上、慎重な取り扱いが求められます。当該情報が真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。</p> <p>●仮に、上記の情報が外資比率の確認に不可欠な情報と判断される場合であっても、提出フォーマットのデジタル化や他の関係システムとの連携により入力の自動化・省力化を図り、事業者の負担をできる限り軽減する視点が肝要です。</p> <p>●申請者が上場会社等以外である場合、個人株主に関して「日本国籍の確認方法」の記載欄が設けられています。個々の株主に国籍を確認することは、規制を遵守するうえで必要なことではありますが、事務負担や株主との信頼関係の観点から現実的ではないケースも想定されます。具体的な確認方法について例示等をご教示いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>生じた場合に総務省から申請者に対して問い合わせをするために有益な情報であり、今回の省令改正以前から記載を求めてきたものです。しかしながら、申請者の事務の煩雑さや審査の効率化の観点を考慮し、御意見を踏まえて、株主名のふりがなは記載を不要とし、案を修正することといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人株主の住所については、認定や免許の審査において外資比率を正確に算定する関係上、氏名と住所によって個人を一に特定する必要があるため、記載事項としております。提出のあった資料については法の定めるところにより適切な管理を行って参ります。</li> <li>・ 他の関係システムとの連携については、申請や審査の効率化の観点から引き続き検討して参ります。</li> <li>・ 非上場会社における個人株主について、今回の省令案では、国籍を証明する書類の提出まで求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</li> </ul>	
19	<p>放送法施行令の一部を改正する政令案、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案に関しては、外資規制の実効性を確保するために必要であると考え、基本的に賛同いたします。但し、コミュニティ放送の場合は、非上場企業や多数の地域住民による一口株主が存在するため、出資企業の株主や個人の国籍証明に関する書類の入手や作成には、過度な負担が生じる可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体として、改正に対する賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 申請時に提出をお願いしている証明書類については欠格事由の有無の確認に必要な資料となりますので、提出をよろしく願いいたします。なお、個人株主の国籍について、今回の省令案では、証明する書類の提出まで求めるものではありませんので、この点ご理解ください。</li> <li>・ また、従前より、申請内容に変更があった場合の届出において、</li> </ul>	無

	<p>以上の事から、次の事を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資企業や個人出資者に関する証明書類や手続きの簡素化</li> <li>・初回以降は変更された差分のみの提出</li> </ul> <p>【一般社団法人 日本コミュニティ放送協会】</p>	<p>変更された差分のみの証明書類を提出することを可としており、今回の省令改正はこの扱いを変更するものではありません。</p>	
20	<p>公共電波の有限希少性から電波の利用は自国民を優先すべきで、放送事業が言論・報道機関として社会的影響を持っていることを踏まえ、外国性を制限する制度の趣旨は妥当であると認識しています。しかしながら、規制を機能させるためには、行政と民間放送事業者の綿密なコミュニケーションが必要です。規制の内容、運用が合理的であることが重要です。</p> <p>外資規制を遵守するために間接出資の状況について、株主を正確にかつ網羅的に把握することは非常に難しいケースもあり、非上場が多い地方ローカル局では実務的に過度な事務負担を負うことも考えられます。著しい事務負担を負わない仕組みづくりの構築を要望します。</p> <p>一方で、違反した場合での放送免許の取消しは事業の廃止に繋がり、視聴者や社会に多大な影響を及ぼす恐れがあります。今回580社の調査により新たに判明した3局には嚴重注意及び再発防止を求める行政指導を下されたように、重大な過失がない場合には事情を勘案して、放送を継続しながら違反状態を是正することが可能になる制度が適切であると考えます。あわせて、事業者からの定期的な報告に関し、報告様式や提出頻度を含め、事業者に過度の負担を課すことのないように配慮頂くよう要望します。</p> <p>また、実効性確保のための根拠書類として株主名簿がありますが株主名簿には個人情報に記載されており、漏洩リスクの観点から株主名簿の提出を必要としないことを要望します。</p>	<p>変更された差分のみの証明書類を提出することを可としており、今回の省令改正はこの扱いを変更するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接出資の把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ 違反があった場合の是正措置や外資規制の適合状況の定期的な把握については、現在総務省が開催している「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」において検討中です。御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> <li>・ 株主名簿は、申請者の株主構成を把握する上で最も有効な手段であると考えます。提出のあった資料については法の定めるところにより適切な管理を行って参ります。</li> </ul>	有

【放送法施行規則 別表第7の1号 第1地上基幹放送に係る事業計画書、別表第60号 認定放送持株会社 認定申請書、無線局免許手続規則 別表第1号 無線局免許(再免許)申請書】

具体的に報告資料を作成するうえで、議決権の算出方法や特定役員の本国籍の具体的な確認方法など、各事業者が正確に各項目を記載できるよう、詳細を解説するガイドラインの提示や説明会の開催を要望します。

法人株主における「法人番号」や、個人・法人を問わず記載が求められている「ふりがな」について、事業者自らがこうした情報を検索してここに記載することは事務をいたずらに煩雑にし兼ねません。当該情報が外資比率の確認に真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討頂くよう要望します。

また、個人株主の「住所」は、個人情報である以上、慎重な取り扱いが求められます。当該情報が真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討頂くよう要望します。

仮に、上記の情報が外資比率の確認に不可欠な情報と判断される場合であっても、提出フォーマットのデジタル化など、入力の簡略化を図り、事業者の負担をできる限り軽減する視点が肝要です。

申請者が上場会社等以外である場合、個人株主に関して「日

- ・ 議決権比率の算出方法や株主又は役員の本国籍の確認方法については、適切な時期において、周知・説明する機会を設けたいと考えております。なお、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類については、住民票や戸籍謄本等の公的機関から発行された書類により、欠格事由に該当しないことを確認することを想定しております。

- ・ 法人番号については、住所(本店又は主たる事務所の所在地)と互いに補い合うことで、記載された法人が日本法人であるどうかを確かめるための情報となります。また、法人番号は1法人に対して1つ指定されることから、法人を特定するための重要な情報と考えております。

- ・ 株主名のふりがなの記載については、申請内容に対して疑義が生じた場合に総務省から申請者に対して問い合わせをするために有益な情報であり、今回の省令改正以前から記載を求めてきたものです。しかしながら、申請者の事務の煩雑さや審査の効率化の観点を考慮し、御意見を踏まえて、株主名のふりがなは記載を不要とし、案を修正することといたします。

- ・ 個人株主の住所については、認定や免許の審査において外資比率を正確に算定する関係上、氏名と住所によって個人を一に特定する必要があるため、記載事項としております。提出のあった資料については法の定めるところにより適切な管理を行って参ります。

- ・ 個人株主について、今回の省令案では、証明する書類の提出ま

	<p>本国籍の確認方法」の記載欄が設けられています。個々の株主に国籍を確認することは規制を遵守する上で必要なことではありますが、事務負担や株主との信頼関係の観点から現実的でないケースも想定されます。具体的な確認方法について例示等をご教示いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>で求めるものではありませんが、申請者において、個人株主の国籍について責任を持って確認した上で、その確認方法を記載していただきます。</p>	
21	<p>放送事業者に外資が入ることは時代の流れだとしても、絶対的な法整備は必要と考えます。放送する内容は事業者である以上資本を入れた者の意見を反映することは明白。放送事業は限りある電波周波帯域を利用しておりそれはその国の権利を有すると考えます。</p> <p>もっと厳格な処置を考える必要があるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外資規制の在り方に関する一般的な御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</li> </ul>	無

注:その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。